

入院中の患者様・ご家族様 各位

入院中の食事代の改定について

このたび、健康保険法等の改正に基づき、令和7年4月1日より入院中の食事代が下記の通り変更となります。

病棟	一般病床	療養病床（東2階）	
区分	食費 (1食につき)	食費 (1食につき)	住居費 (1日につき)
現役並み所得者、一般 もしくは 区分ア・イ・ウ・エ	490円 → 510円	490円 → 510円	370円
低所得Ⅱもしくは区分オ	230円※ → 240円※	医療の必要性が低い方 230円 → 240円	
		医療の必要性が高い方 230円※ → 240円※	
低所得Ⅰ	110円	医療の必要性が低い方 140円	
		医療の必要性が高い方 110円	
高齢福祉年金を受給している方		100円	

※：90日を超える入院（過去12ヶ月の入院日数）の場合は、1食190円になります。

別途、申請が必要となりますので、加入されている保険者へご確認ください。

なお、ご不明な点がございましたら、地下1階入院窓口までお問い合わせください。

患者様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。